東かがわ市規則第41号

東かがわ市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月16日

東かがわ市長　上村一郎

東かがわ市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市開発登録簿の閲覧等に関する規則（平成16年東かがわ市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（閲覧時間等） 第３条　登録簿の閲覧時間は、東かがわ市の休日を定める条例（平成15年東かがわ市条例第５号）第１条第１項各号に掲げる日を除き、午前９時から午後４時30分までとする。 ２　略	（閲覧時間等） 第３条　登録簿の閲覧時間は、東かがわ市の休日を定める条例（平成15年東かがわ市条例第５号）第１条第１項各号に掲げる日を除き、午前９時から午後５時までとする。 ２　略

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。